

水産物配給組織の合理化を論ず

—— 北海道の魚介藻類及びその加工品等に關連して ——

岡 本 理 一

第一 水産物の販賣合理化

一 販賣合理化の重要性

二 北海道の水産業と販賣問題、

第二 配給組織の合理化

一 配給組織合理化の重要性

二 蒐集組織の合理化

三 分散組織の合理化

第一 水産物の販賣合理化

一 販賣合理化の重要性

一般に今日の貨幣經濟のもとにおいて、商品は、農産物たると、水産物たると、或は工業製造品たるとを問わず、それが適切な販路を得、適正な價格をもつて販賣せられ、また消費せられることにより、はじめて生産上の目的を達成し得るものである。いくら生産上の合理化をはかつて良質、廉價の商品を作つたとしても、その販賣が十分に合理

水産物配給組織の合理化を論ず

化されず——或は價格があまりにも低いため生産者の利益を減じ、或はそのあまりにも高いため消費者の利益を害する場合には、共に生産上の眞の目的を達成したとは言ひ難い。同様に配給組織が適切でなかつたり、また販賣經營の合理化も足りないため、いたずらに配給費のみかさんで販賣價格を高め、有效な消費の行われ難い場合にも、生産上の努力による効果を減少せしめることとなる。そして、このような場合、中間にあつて配給職能をはたす商業者も、十分にその社会的任務を遂行しているとは言われないのである。

通常、水産業 (Marine industry) とは、水界動物植物の採捕 (漁業)、養育、栽培 (養殖業) 及びそれらの加工 (水産加工業) の三者を含むものとされているが、前二者を總稱して「漁業」といわれること少くない。すなわち、通説で「漁業」 (Fishery) とは水産動物植物を採捕し、またはその養殖を営むことを業とするもの——というがごときこれにあたり、現に我が水産業協同組合法 (昭和二十三年十二月十五日公布法律第二百四十二號) は、これを規定して曰く——この法律において「漁業」とは、水産動物植物の採捕又は養殖の事業をいい、「水産加工業」とは、水産動物植物を原料又は材料として、食料、飼料、肥料、糊料、油脂又は皮を生産する事業をいう——と (同法第十條第一項參照) として、こゝに「採捕」とは、天然のままにある水界の動物、植物を人が所持し、或は、事實上、支配し得るような状態にうつす行爲を指し、「養殖」とは、水界の動物、植物に對し、收穫の目的をもつて人工手段を加え、その發生や成育を積極的にはかり、以てその數や個體量を増加させる行爲であると解されている。

しかしながら、今日のごとく、すでにその生産が不特定の需要を對象とする「市場生産」となつている場合の水産業經營にあつては、それを單なる部分的な採捕行爲や養殖行爲のみとみることは許されない。更にそれを生産物の販賣面にまで延長して解釋されることを要し、すなわち、合理的な販賣を行う組織や業務のごときをも含ましめることが必要と考えられるのである。これを換言すれば、今日の漁業は、その構成要素として、採捕、養殖という技術的

生産行爲のほか、販賣、という經濟的業務の加えられることにより、はじめて全きものと成り得るのである。

なお、このことは、特に最近のごとく、概して漁獲物の價格が割安となり、反對に生産用資材（ロープ、油、漁網、船等）や生活必需品の價格が騰貴し、ためにこれらの購入資金に不足をきたして、いわゆる「シェーレ」の擴大する傾向のみられる場合には、一層、その重要性が痛感され、適切なる販賣方策の樹立により、價格の保持と販路の擴張を行い、再生産の可能と漁家生活の安定をはからねばならぬのである。

二 北海道の水産業と販賣問題

周知のごとく、北海道の水産物はその種類が甚だ多く、生産高も莫大な量にのぼる。その主要生産物をあげれば、漁獲物で、さけ、ます、にしん、たら、すけそう、ほつけ、いか、なまこ、たらばかに、ほたて貝、こんぶ等があり、また水産製造物では、みがきにしん、にしん粕、いわし粕、魚油、鹽さけ、鹽ます、ぼうたら、開きたら、するめ、貝柱、罐詰類等があり、年産高は昭和二十六年において、二億九千四百五十萬貫に達している。而して、かく水産物の豊富なるは、もともと本道の海岸線が、現在、七百四十二里の長きにわたり（終戦後、外國領となつた千島を除く）、沿岸の海棚も廣く、更に寒流、暖流の二つの海流が交つて、いわゆる世界三大漁場の一に數えられるほどの地位にあることに、よるものといわねばならぬ。もちろん、かくいうも、今日の本道水産業が往年のそれに比し、かなり不振の状態にあることは否定できない。そもそも本道の漁業は、明治初年における開拓使設置當時の本道産業がこれをもつて始まつているため、長らくの間、その生産額が諸産業中の首位を占めてきたものであるが、後、内陸の開拓がすゝむにともない、本道産業の重點が農業、工業へ移つて行つた爲、近年は、その生産額において農業に次ぎ第二位にあるが、なお、我が國水産總額の三分の一を占めている状態である。

かく本道の水産業は、開拓以來の古い歴史をもつていられるけれども、その間、久しきにわたり、原始的な沿岸漁業に

水産物配給組織の合理化を論ず

より、豊富な魚介藻類を濫獲し、また海況の變化によつて來游魚群が著るしく減少することあつた爲、やがて生産高の減少をきたすを免れず、ためにこれが對策として、或は魚族の増殖維持をはかり、或は新漁場の開發につとめ、或は漁獲物の加工、製造を行い、以てその利用増進に要する種々の施設や方策を講じてきたのである。ともあれ、その自然的、地理的條件に恵まれている本道の水産業は、道内の産業發達のためにはもとより、我が國經濟の進展のためにも貢獻すること甚だ多く、その生産物は本州他府縣へはもとより、遠く海外の各地に販路を得て、世界的の有名品となつたもの少くないのである。

然るに去る終戦後からこの方、本道の水産業には嘗てのごとき好況はみられなくなつた。それは本道水産業の重要地とせられた千島漁場を失い、また根室近海や稚内近海の漁場が操業禁止區域の設定によつて縮小された爲、漁獲高に大なる影響を受け、更に中國をはじめとする海外市場の喪失による輸出不振と生産高の減少——等に基因するものであつて、共に當該漁業を衰微せしめ、ひいて漁家經濟に不利益を與えているのである。これを近時における本道の漁家經濟の事實についてみると、概して、それは本州他府縣におけると同様、著るしく不況のうちにあることが知られる。なるほど、全道における生産額においては、次表のごとく、一應、戦前の状態に復歸したことがみられるけれども、しかし魚介類の中には未だ戦前の状態に及ばざるものも存し、したがつて漁民個々の利益については、すべてが増進しているものではない。その理由は下の通りである。すなわち、終戦後、南樺太や千島方面の漁民が多數引揚げて本道の沿岸に定住した爲、その人口は急激に増加した反面、對象となる魚族資源は、戦時中の濫獲のゆえに減少し、加えて道外よりの密漁船も進出してくるため、漁場は荒廢に歸していること少なからず、これらはしばしばきたる不漁、凶漁と共に、漁民の生活を著るしく困窮化せしめているのである。なお、昭和二十五年四月一日より鮮魚に對する統制が撤廢せられて、魚價はかなり下落した反面、一般の漁業用資材が値上りをきたして、いわゆる「シ

「レ」の擴大のみられることも、この面から漁民の所得を減少せしめ、その生活を困難にして、再生産を不可能におちいらしめていること多いのである。^(註)かくて、かの道南を中心とする継続的凶漁にもとづく漁民生活の危機は、ついに社会問題にまで進展せんとしたのである。最後に、本道の水産業を不振ならしめている一因として、中國等の海外市場への輸出が杜絶していることもあげられねばならぬ。たとえば北見國枝幸町方面では、従前、帆立貝、なまこ等の沿岸魚介類が多量に中國へ輸出され、したがって相當の漁獲高をみたものであるが——昭和十八年に同町には帆立貝の漁業經營者一六八人、年漁獲高百萬貫であつた——今日では、輸出不能にして海外への販路が全くたゞれた爲、ほとんど漁獲の要をみず、ために、なまこのごとく、多數棲息していても、増加するがまゝに放任されているという状況である。而してこれが、従來、磯物、貝類等の漁獲に依存して生活してきたる沿岸の小漁民に大きな打撃を與えているこというまでもないのである。

(註)「シエール」の擴大による船主經營の負擔(油代、漁具代)は、これを乗子に轉嫁されること少くない。たとえば檜山郡江差町では従來、漁獲物分配の歩合率が船主三割、乗子七割であつたものが、經費増加を理由に分配率を改め、船主四割、乗子六割としたのである。

然らば以上のごとき本道漁業の現状に對し、いかなる對策がとられてきたか。すでに道廳當局では、生活困窮者に對する生活保護法の適用や、土木事業の實施等によつて、その社会問題化するのを防止すると同時に、他方、水産業協同組合(漁業協同組合、水産加工業協同組合等)の育成につとめ、また漁業制度の改革を行い、更に水産金融對策として、道廳の損失補償契約による融資、道漁業共済特別基金による融資等を行つてきたのである。ところで、かゝる諸對策が不況裡にある本道の漁村經濟を振興せしめるため、甚だ重要、且、有效であるこというまでもなく、これら一連の生産増強對策は、今後とも、一層促進されねばならないが、更にこれらが一段の効果を發揮して、よくその目

水産物配給組織の合理化を論ず

獲高逐年比較表

北海道水産部漁政課調査

昭和19年	昭和20年	昭和21年	昭和22年	昭和23年	昭和24年	昭和25年	昭和26年 生産高
228%	202%	176%	119%	109%	140%	103%	45,469,605
0.2	4	13	4	3	5	4	2,866,696
34	61	36	61	84	105	158	4,777,869
12	7	6	28	9	68	36	2,055,092
26	14	21	31	38	54	52	8,292,187
23	18	30	47	62	68	73	36,940,794
80	37	140	110	90	356	106	5,303,323
226	149	266	259	296	275	246	13,745,915
18	12	22	4	3	1	6	151,259
46	31	112	124	163	283	241	5,489,926
633	760	827	633	595	492	574	33,308,322
257	78	194	371	316	755	420	4,047,233
242	183	317	304	423	738	563	15,811,357
66	59	67	58	57	72	69	184,304,093
284	227	317	563	834	966	1219	82,096,319
109	57	70	66	84	70	82	3,600,264
—	—	—	—	4	6	6	44,603
168	150	235	24	309	678	38	21,020
85	54	29	21	30	79	172	2,603,835
62	60	124	51	54	45	50	921,011
1736	368	930	1185	1199	685	673	524,023
627	49	204	359	206	2120	1299	9,361,261
241	142	198	322	483	593	706	99,172,336
38	2	23	21	17	33	23	1,466,898
78	9	12	19	35	65	54	1,283,141
4	32	85	42	38	43	39	120,259
171	79	246	147	238	302	317	247,807
37	4	24	22	21	38	29	3,118,105
14	10	34	26	63	46	99	52,323
21	31	48	51	5	36	44	6,849,160
34	13	16	26	47	82	76	285,441
136	19	27	74	63	75	84	862,161
56	34	52	99	85	93	61	359,325
25	30	47	53	53	40	46	7,908,610
69	59	70	68	75	92	95	—
191, 145,701	161, 981,464	193, 652,443	189, 327,808	206, 637,565	255, 632,454	262, 014,065	294,503,144

商學討究 第三卷 第三號

北海道水産物漁

水産物配給組織の合理化を論ず

年次			昭和10— 12年平均	昭和13年	昭和14年	昭和15年	昭和16年	昭和17年	昭和18年
種別			%	%	%	%	%	%	%
にしん	いさわ	にしん	100	27	89	148	139	119	190
いさわ	またす	けそ	100	85	92	33	15	3	7
またす	さか	けそ	100	149	113	84	64	47	40
さか	か	ら	100	137	133	32	77	16	25
か	れい	ら	100	86	116	114	60	56	51
れい	ま	ら	100	69	79	58	50	34	33
ま	さ	ら	100	251	408	59	179	76	65
さ	ほ	ら	100	130	117	224	158	239	288
ほ	こ	ら	100	66	173	148	77	118	106
こ	そ	ら	100	112	121	120	79	67	47
そ	の	ら	100	50	84	199	240	294	456
の	小	ら	100	350	302	354	597	518	319
小	計	ら	100	299	276	266	314	467	525
計		ら	100	78	98	78	60	52	78
いたな	ふ	か	100	322	415	368	291	254	254
ふ	た	か	100	121	100	97	108	149	115
た	ら	か	100	—	—	—	—	—	—
ら	が	か	100	19	835	841	24	9	111
が	の	か	100	58	207	79	18	162	109
の	他	か	100	146	122	132	103	76	120
他	水	か	100	141	280	308	479	2286	2305
水	動	か	100	95	137	524	1938	1241	840
動	計	か	100	214	349	323	242	243	222
計		か	100	—	—	—	—	—	—
ほたて	あ	貝	100	52	92	132	40	143	102
あ	の	貝	100	40	39	44	52	80	36
の	他	貝	100	93	52	65	89	68	52
他	小	貝	100	675	264	375	318	2085	1041
小	計	貝	100	55	86	122	44	144	98
計		貝	100	—	—	—	—	—	—
てんぐ	き	さ	100	93	62	99	84	40	38
き	ん	さ	100	102	77	221	64	54	48
ん	な	さ	100	86	91	75	103	73	83
な	か	さ	100	95	80	84	52	78	41
か	の	さ	100	118	40	123	136	147	198
の	他	さ	100	102	79	209	68	59	54
他	海	さ	100	—	—	—	—	—	—
海	藻	さ	100	—	—	—	—	—	—
藻	計	さ	100	—	—	—	—	—	—
計		さ	100	—	—	—	—	—	—
合計%			100	85	108	99	68	66	84
合計生産高			276,870,416	235,085,067	299,368,871	274,573,607	188,771,614	181,820,581	233,049,907

的を達成するためには、魚介藻類やその加工品の販賣を合理化して、これらの販賣價格が常に漁民生活の安定や再生産に有利なよう維持されることを要し、これは前者に劣らず重要性をもつていのである。

これを要するに、今日、本道の水産物が外國向けに輸出されると、或は國內向けに移出されるとを問わず、それらに有利に販賣せられて漁民經濟が安定、向上してゆくためには、その價格が適正に保持せられ、且、販路が、漸次、擴張されてゆかねばならぬ。もはや嘗ての統制時代のように、生産第一主義のもと、漁獲しさえすれば賣れてゆくものでなく、また製造しさえすれば買われてゆくものでなく、現在は、生産の合理化をはかると同時に、その流通面における販賣を合理化することが、きわめて大切な事柄となつてゐる。むしろ、反對に、販賣するために漁獲し、製造すると稱しても過言でないほどである。而して、かく販賣の合理化をはかるとは、ひとり生産者にとつて有利であるのみならず、また加工品等については、その品質を改善し、價格の適正化をはかる上に役立つこと甚だ大きい。何となれば、販賣が合理化され、適切な販路をもつことにより、はじめて需要の總合現象である「市場の聲」を聞き得、いかなる品質、價格のものを生産すべきかということが、判然としてくるからである。また合理的な販賣のなされることにより、水産物の新しい效用や用途を見だし、需要の喚起や消費指導に役立つこと大きいのである。更に、かく水産物が適切な市場において有利に販賣せられる場合、それを取扱うものが商人たると水産業協同組合たるとを問わず、これらの利益となつてゐるこというまでもない。然らば、かゝる販賣の合理化は、いかなる方途によつて成就され得るか。これには多くのものがあげられ、これらを集めて系統化した總合對策によつて可能となるのであるが、大別して二つの課題があるように思われ、すなわち、その一は「配給組織の合理化」に關するものであり、その二は「販賣經營の合理化」に關するものとせられる。よつてこゝには紙幅の都合により、前者について論述を行うこととし、後者のそれは他の機会にゆずることとする。

第二 配給組織の合理化

一 配給組織合理化の重要性

水産物の販賣を合理化するため、これが流通の経路であるところの前半の「蒐集組織」と後半の「分散組織」とを合理化して、配給費の軽減と適正な價格の保持をはかつてゆくことは、きわめて大切な事柄である。「販賣の合理化」や「販路の擴張」というがごとき問題の考察にあたり、かゝる「配給組織の合理化」に關する問題は、それと、一見、關係少きもの、ごとき考えられ易いのであるが、しかし水産物を何人が集荷し、また何人がこれの卸賣を行い、小賣を行うか——ということとは、販賣經營の合理化や販路の擴張を行う前提の問題として、甚だ重要なものといわねばならぬ。然るに、従來、本道では、この問題につき、一部の當業者を除き、ほとんど研究、論議されず、課題の生起するとも何の解決をもみずして放任されてきたのである。しかし、これは、漁民の利益や本道水産業の發達に大なる關連を有するものゆえ、決して輕視し、或は看過するを許すものではないのである。

もちろん、自由競争を建前とする現在の資本主義經濟のもとにあつては、たとえば後述するところによつて明かなることく、これが集荷や販賣につき、商人と水産業協同組合との兩者があたるに際し、共に自由な活動を行い、激甚な競争をなすことは、あえて阻止すべきものでないかもしれない。しかし兩者間に無駄多き共喰的競争の行われることは、果して水産物の販賣價格を適切に保持し、また販路の擴張を行うにあたり、役立ち得るか、更に、ひいては漁民經濟の安定によく寄與し得るや——というと、必ずしもその通りの結果をきたすものとは保し難いのである。

これを現下の經濟狀勢からみると、商人と水産業協同組合とが對立し、激甚な競争をつゞけることは、自由競争の長所よりも、反て短所、弊害を生じて、必ずしも有利なこととは思われなない。できるならば兩者間に何等かの協調

が行われて、しかも各々の長所とする機能を十分に發揮して、各自の利益をおさめると同時に、生産者の利益をも高めるといふがごとき、配給組織の全體にわたる合理化が望まれるのである。

二 蒐集組織の合理化

(一) 水産物集荷の現況

現在、本道における水産物の集荷状況は、當該生産物の種類や生産地域の異なるにしがたが、幾多の様相がみられ、或物は漁業協同組合の手による一元的買集によつて他へ出荷されている反面、他の物はほとんど地元商人に買取られているといふごとく、まことに千差萬別の状態である。いま、これが二、三の事例を、最近の實態調査にもとづく資料によつて眺めてみよう。

たとえば、龜田郡榎法華村では、今日、こんぶ、こうなどの全部が漁業協同組合によつて集荷されてをり、いかは金融上の理由——換金の早いということ——により、大部分、商人に買集められている。また虻田郡虻田町では、地元洞爺湖の温泉旅館や料理店で需要されるもの多く、漁業協同組合による集荷は全體の約四〇%、地元の鮮魚仲立業者(いさばや)による集荷も約四〇%となつている。更に網走市でも、組合集荷、商人集荷、漁民加工等いろいろのものがみられるが、こゝでは、漁業協同組合が自から「市場」を有し、現實にそこを通じて賣買されるものに對し五%、また市場で實際に賣買されず、たゞ帳簿上、市場を通るものに對し一%の手數料を取得してをり、今日、これら兩者の合計は、全漁獲高の九〇%とみられる。同様に廣尾郡廣尾町でも、漁業協同組合は市場をもつてはいるが、たとえ現物がそこを通らずとも、帳簿面のみを通して、若干の手數料をとつてはいるのである。

かくて道内漁業地の個々の漁民が、その漁獲物を「組合市場」と「直接販賣」とに、どれ位の割合で出しているか、これが全道にわたる調査は行われていないため、その實態を知ることとはできないが、事實上、これが詳細な調査

北海道漁家の漁獲物販賣先調査

	漁家 類別	調査 戸數	協同組合 市場へ販 賣(%)	自家直接 販賣(%)	合 計
江 差 町	A	6	100	0	100
	B	4	58	42	100
	C	11	98	2	100
		21	95	5	100
森 町	A	2	6	94	100
	B	6	34	66	100
	C	4	29	71	100
	D	5	70	30	100
	E	7	78	22	100
	24	19	81	100	
廣 尾 町	A	2	99	1	100
	B	10	100	0	100
	C	9	100	0	100
	D	2	100	0	100
	E	7	100	0	100
	30	100	0	100	
釧 路 市	A	4	71	29	100
	B	6	50	50	100
	C	6	63	37	100
	D	3	59	41	100
	E	7	70	30	100
	F	2	49	51	100
	28	68	32	100	
稚 内 市	A	2	75	25	100
	B	6	55	45	100
	C	10	80	20	100
	D	7	84	16	100
	E	7	96	4	100
	32	68	32	100	

註記一この調査は北海道総合開発委員会事務局編「北海道漁家経済の實態」(p.65)から引用したものである。
漁家類別の内容は下の通りである。

Aは動力船10トン以上のものを所有して經營せる漁家。Bは動力船10トン未満のものを所有して經營せる漁家。Cは無動力船2隻以上を所有して經營せる漁家。Dは無動力船1隻を所有して經營せる漁家。E, Fは漁業労働者。

は不可能に等しきゆえ、それを正確に把握することも甚だ困難なことといわねばならぬ。而して、近時、若干の町村において少數の漁民につき、調査せるところによれば左の通りである。

これによつてみると、江差町、廣尾町では、組合市場への出荷が多いのに對し、森町ではそれが少いけれども、下層の漁家(無動力船を一隻所有するもの、並に漁業労働者)は組合への出荷を多くしているのである。また釧路市や稚内市では、兩者の割合が、大體、三對一となつてゐるのが知られる。

要するに、本道水産物の集荷状況は、その品種や地域の異なるにしがたい種々の様相を呈し、組合集荷の割合と商人集荷の割合とにつき、一率にその平均的なものを示すことは、甚だ困難な状態にあるが、しかし強いてそれを表わす

水産物配給組織の合理化を論ず

とすれば、にしん、かずのこ、こんぶ等において、生産高の約三〇%を北海道漁業協同組合連合会（道漁連）が、約七〇%を商人（問屋、仲買人）が集荷してをり、また個々の單位漁業協同組合と商人との集荷割合は、それぞれ五〇%位であるといわれている。たゞ、こゝに留意を要するは、かゝる組合と商人の集荷割合が、もとより一定不變のものでなく、今後における協同組合運動の活發化を思うとき、組合集荷の割合が、漸次、増加してゆく可能性が多いということである。その理由は下の通りである。すなわち、現在、組合集荷の割合が商人集荷のそれに比し少いということは、その機能や組織において、商人に比し劣つてゐるためでなく、それは、統制撤廢後における——統制時代は組合が一元的に集荷してゐた——適切な對策の欠除や、改組して新しく誕生せる漁業協同組合（昭和二十三年十二月十五日、水産業協同組合法公布）の資金上の欠乏と、北海道漁業協同組合連合会における集荷資金の不足、これに對する商人側の進出があつて、漁民は漁獲物を商人に賣渡すこと多く、たとえ組合の集荷に應ずるとも、いわば申譯程度のものに止つてゐたからである。それゆゑ、今後、兩者のうち、集荷に適する組織をもち、またよりすぐれた職能をばたすものが、多くの集荷を行い得ることとなるのであつて、この點、水産業協同組合は系統金融の強化による集荷資金の増加や組織の強化と相俟つて、本來有するその利點のゆゑに、次第に集荷割合を増加してゆくものと察せられるのである。

(二) 蒐集機關としての水産業協同組合

一般に、水産業協同組合にかぎらず、すべて「協同組合」の本質とするところは、資本主義の發達にともない窮乏化する中小企業者、農漁民、勤勞者等のごとき經濟的弱者が、その進展に對處して、各自の經濟的利益の増進をはかるため、必要な共同事業の經營を行う自衛的組織たる點に存する。その組織の點において、外部的勢力たる大資本よりの攻勢を防ぐため、利害を等しくする經濟的弱者が相互扶助の原則にもとづき、共倒的競争をやめて相互に共同

團結してゆくものであるが、また、これが手段として、それ自體の小經營よりうける經濟活動上の不利益を除去せんため、生産、販賣、購買等の經營面において、各般の共同化を行つてその擴大をはかり、いわゆる小規模大經營の形態をとつて、從來、對立關係にあつた大企業の取得せる利潤を自からの手中におさめ、以て資本主義の現段階に即應し得る經營の健全化と生活の安定化とをはかつてゆくものである。而して、これが今日の經濟發展の段階において、一舉に資本主義を否定し、それに代る新しい社會組織を建設し得るものでないこというまでもなく、たゞその機能として、資本主義企業への對抗、換言すれば、零細弱小前資本主義的企業に經營の共同化を行わしめ、以て資本主義的企業へ接近せしめんとすること、したがつて「資本」への對抗意識を有するとも、資本主義そのものを否定するにあらず、反て前資本主義的諸關係を否定して、その資本主義化をはかるものであることは、特に注意を要するものといわねばならぬ。

かくて、こゝで問題とする「水産業協同組合」（漁業協同組合、漁業生産組合及び漁業協同組合連合会並びに水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会）は、漁民及び水産加工業者が、その經濟的、社會的地位の向上と水産業の生産力の増進をはかるため、自己の生産物の處理、販賣を有利にし、また生産經營や日常の生活に必要な漁業資材、日用品等を廉價に入手して、商人資本の束縛から脱せんとする自衛的組織にほかならず、その事業の一として「組合員の漁獲物の運搬、加工、保管又は販賣」（水産業協同組合法第十一條第五號）、「組合員の生産物の運搬、加工、保管又は販賣」（同法第九十三條第五號）を行うものである。すなわち、これにより、組合は個々の漁民や加工業者の生産物を集荷し、まとめて團體出荷の形式をもつて他へ販賣し、以て金融上の問題をかなり解決し、また市價の變動による不利益をも避けているのである。而して、これが商人による集荷を排除する結果となり、兩者間の競争をみるのであるが、しかし上述のごとき理由により、それを漁民の立場に則してみると、かゝる共同化の組織をとる

水産物配給組織の合理化を論ず

ことは正當な理由のあるものというべく、たとえ商人の配給組織への進出を抑制することあるとしても、漁業協同組合側の活動をゆきすぎたものということはできないのである。

(三) 蒐集機關としての商人

一般に商人は營利を動機として配給活動を行うものであるから、今日のごとく、水産物に対する統制が撤廢せられて、任意に賣買の行われ得る場合には、商品の存在するところ、それがいずこの場所であれ、すんで集荷を行うは理の當然に屬し、また、その需要されるころあれば、その販賣を擔當するのも、なんら異とするに足らない。嘗ての統制時代、すべて水産物は漁業協同組合系統の配給機關によつて集荷されてきたが、しかし、これは、恒久的にその獨占が容認されたことを意味するものでないのである。

周知の通り、商人の行う賣買經營には種々の利點が存する。特にそれが中小規模の經營である場合には、商人自身、よくその業務に勉勵し得、また商機にのぞんでは敏活に行動し得、創意、工夫の發揮せられるところ、商品賣買を最も有利にして、いわゆる投機的利潤を收得しうるものである。この點、從來の協同組合經營は、相當の短所を有し、商才に乏しき商業經營は、しばしば損失をきたして、自己の經營についてのみならず、廣く生産者にまで影響を與えたこと少くなかつた。かくて、現實の商業經營という點のみよりみるときは、商人の賣買經營に一日の長あるものとされている。而して、いま、こゝで問題とする「集荷」にあたり、商人側の何よりの長所は、現在のところ、換金が甚だ早いということである。生産資金や生活資金の欠乏せる漁民にとり、商人が現金をもつて漁獲物を買取つてゆくということは、たしかに大きな魅力というべく、これが商人集荷の割合を大きくしていること甚だ多いのである。

しかしながら、かゝる理由をもつて、商人側の集荷のみを全面的に支持することは正しくない。何となれば、既述

のごとく、協同組合側にはそれが集荷を行う正当な理由を有するのみならず、更に自己の短所をよく知り、漸次、その賣買經營に改善を加えて近代的經營を行い、資金のごときも系統金融の強化によつて潤澤となりつゝあるからである。しかも、他方、商人側にあつては、それ自身の業界においてはげしい競争による共喰がみられ、いわゆる「中小商業問題」として解決や緩和の要望されている幾多の難問を包蔵していることを思うとき、必ずしも集荷の圓滑や價格の保持に十分の組織と機能を有するものは保し難いのである。

(四) 組合集荷の必要性

水産物の蒐集組織を合理化するため、これが集荷を水産業協同組合と商人とのいずれをしてあたらしむべきやということは、上述のごとく、兩者それぞれの立場に則してみると、ともに一理を有して一應の重要性を有するゆえ、各個の立場のみを認めて、兩者を總合せ第三の立場をとらざるかぎり、いたずらに無駄な競争を生ぜしめ弊害をみること少なからず、したがつて、その合理化も十分に行われ得るものでない。

然らば兩者の立場を、一應、認め、それぞれの特長とするところを十分に發揮せしめつゝ、しかも合理的な蒐集組織をつくつてゆくためには、いかなる方策を講ずべきやというに、それは、「集荷」については組合をしてあたらしめ、また「販賣」(卸賣、小賣)については商人になさしめることが最も適切なことゝ考えられるのである。何故、集荷は原則として水産業協同組合にあたらしめることが望ましいか。その理由としてあげられるところを記すと左の通りである。

(一) 一般に水産物の集荷にあたり、組合の機能(業務能率)は商人のそれに比し劣つてゐるかのごとく考えられ易いが、事實は決してそのようなものでない。下述のごとく、その卸賣や小賣については、たしかに商人の方が、機能上、すぐれていること少くないけれども、集荷に關してはかゝることなく、むしろそれが漁家經濟の實情に精通して

水産物配給組織の合理化を論ず

いることにより、能率的に行われ得ること多いのである。そして、しばしばいわれるごとき商才に乏しいことも、集荷についてはそれほど重要性をみず、しかも、それは、今後、組合側の努力によつて、漸次、改善され、向上してゆくものである。

(二) 一般に水産物の集荷にあたり、組合の資金は商人のそれに比し不足しているかのごとく考えられ易いが、最近では漁業協同組合や道漁業協同組合連合会の資金とも、漸次、増額され、充實しつつあるゆえ、決してそのようなものでない。そしてかゝる系統金融の強化や組合自體の健全化によつて、従來、組合集荷の一つの短所とせられた換金のおそいといふことは、相當、是正されるに相違ないのである。したがつて、その集荷率も、たとえ現在は少くとも、逐年、増加してゆく可能性が存するものといわねばならぬ。

(三) 一般に水産物の集荷にあたり、組合と多くの商人とがいりみだれて競争し、個々の無統制な出荷や同一地方、都市への過剰供給を行うことは、いたずらに市價を暴落せしめ、漁民經濟を不安定に導くことが甚だ多い。こゝにおいて、これが安定のため、その漁獲物や生産物の價格を適正に保持することが何よりの緊要事となるのであるが、このためには、何等かの方策により、供給量の適正な割當のなされることが望ましいのである。しかし、かゝる割當を政府機關が行うがごとき、もとより不可能に等しく、また組合側と商人側との協定によることも困難多いゆえ、こゝに漁獲物や生産物の過半——たとえば六〇%位——を水産業協同組合が集荷し得るような組織をつくり、これにより、組合の自治的な統制のもと、價格の操作を行い得るようになることが、最も適策と考えられるのである。

今日、漁業協同組合等をして、水産物を集荷せしめることの利點とするところは、大體、以上の通りである。しかし、こゝに注意を要するは、かゝる理由をもつて商人の集荷を、全然、認めないといふことは、現在の經濟組織のもとでは、法律上、爲し得ることではなく、またその必要性もないといふことである。すでに統制は撤廢せられて、何人も自由に

水産物を賣買し得、商人の活動分野も往時のごとく開かれていくからである。この意味において、完全な漁業協同組合や同連合会等の一元集荷は、理論的には甚だ望まじきことながら、現實の事態としては、實現がきわめて困難とみられ得、他の生産物と同様、多元集荷もまたやむを得ないこととせられるのである。たゞ本道の一部水産物については、商人側からも「漁業協同組合等による一元集荷」の要望あることは注目するを要し、この點、本道農産物（雜穀、馬鈴薯等）の場合のごとく、商人のほとんどすべてが、自己の集荷を強く主張しているのとは著るしく異なるところである。何故、かゝる要望が、たとえ全部の商人からでなくとも、相當數の商人から起るのであろうか。その理由は次の通りである。すなわち、本道水産物の集荷をめぐる、漁業協同組合側と商人側とが對立して競争をつゞけることは、その間、本州大資本の進出を容易ならしめ、且、市場獨占——たとえば沖合における漁獲物の一手買取——を可能ならしめ、道内の商業者や加工業者は本道の生産物でありながら、ほとんど取扱い得ず、ひいては道經濟の發展のためにも寄與するところ、甚だ少いからである。而して、かゝる本州の大資本業者が今後も本道漁獲物の獨占的買取を意圖して進出してきたことは、資本主義の發展動向に照して必至のこととせられ、これはときに個々の漁民にとり、利益になることあるとしても、その協同機關である漁業協同組合は集荷のできざるところより、次第に弱體化してゆき、また道内の商人も集荷、販賣の道をとざされて經營困難をつけ、ひいては本道漁業經濟の衰退を招くことなきを保し難いのである。

これを要するに、本道水産物の集荷については、原則として、水産業協同組合をして行わしめることが適切と考えられ、このため、必要な施策のなされることが要望せられる。たとえば漁業協同組合や同連合会において集荷資金の不足をきたしている場合、これが融資の助成を行うがごときこと等々、有效な對策が樹立されねばならぬ。もちろん、上述のごとく、商人の集荷を、全然、認めないというのではないから、かゝる商人にして經營不振におちいる場

合、廣く商業振興の見地より助成の必要もあろうが、しかし、それは一般の商業振興對策に含めて行うべきであつて、特に集荷商人なるのゆえをもつて、特別の助成策を講ずる必要はないように考えられるのである。

三 分散組織の合理化

(一) 卸賣、小賣の現況

現在、本道水産物の道内並に他府縣における卸賣及び小賣の狀況をみるに、その大部分は商人の取扱いに屬してをり、漁業協同組合や同連合会の直賣しているものは甚だ少い。そして、かゝる組合の直賣も道内の一部都市にとゞまり、他府縣では、全部、當該地の卸賣商や小賣商により取扱われている。何故、漁業協同組合や同連合会において、一部、直賣をしているかというに、それは、組合側において、公正な市價を知るに際し、道内商人のそれのみに依存することの適當ならざることによるのであつて、もとより、卸賣や小賣を本格的に行わんとする意圖に出ずるものではない。この點、上述の「集荷」の場合にみるごとき、水産業協同組合と商人との両者が相對立して激烈な競争を行ひ、多くの弊害を生じて、早急に協調の要望されているのは、いさゝか趣きを異にする。組合側としては、配給組織の前半を占める「集荷」につき、前述のごとく、市價保持の必要上、自からの手でそれを行わんと欲しているが、その後半の「販賣」（卸賣、小賣）については、道内、道外をとわず、商人にゆだねんとしているのである。而してかゝる配給組織の構成は、既述のごとき、協同組合と商人とが各々の長所とする機能を十分に發揮し得、配給能率を向上し、配給費の輕減を行うに資すること多く、その合理化をはかるため、甚だ適切、且、望ましきものといわねばならぬ。けだし水産物の「集荷」については、水産業協同組合をしてあたらしめることの適切なるは既述の通りであるが、しかし、その「卸賣並に小賣」については、その取引先や販賣先の數が甚だ多く、また規模、資力、購入量等も區々であるため、協同組合の經營として行うよりも、商才に富み、業務に勉勵する商人の經營に委ねる方が能率に

おいてより、高いように思われるからである。

次に、かくのごとく本道水産物の分散組織において、卸賣商並に小賣商が主要な地位を占めるとして、これらの經營を合理化するため、經營それ自體においてとることを要し、或は經營の外部より施すことを要する種々の對策の存すること、いうまでもないであろう。たとえば水産物の仕入、販賣、經理等の諸業務につき、舊來の傳統的仕法を改めてその科学化を行うがごとき、また資本金、従業員、取扱數量、店舗の廣さ等の適正規模を勘案していわゆる適限經營を實現してゆくがごとき、更に業者相互間の對立を廢して協同化を促進してゆくがごとき、いずれも資本主義的に立ちおくれること多く、近代化も不足の觀ある道内の商業經營に對し、甚だ必要とせられるところである。また、その經營を外部より助成し、堅實化してゆくため、金融、租稅等の諸點において、國家的に、地方的に有效な施策の要請されることもいうまでもない。

ところで、これらは、いずれもいわば「中小商業問題」における課題の一環として研究し、また對策の樹立されるべきものであつて、問題の性質上、別途、取扱うことを適當とせられるゆえ、こゝには、その重要性を十分に認めつゝ、論及することを避け、そして、以上の諸對策のほか、更に本道における水産物の分散組織を合理化するため、今日、きわめて重要と考えられる「卸賣市場」並に「小賣市場」の設置とその公設化につき、若干、論及しておくこととする。

(二) 卸賣市場の合理化

およそ都市における水産物の卸賣組織の一として、「中央卸賣市場」と通常の「卸賣市場」とが存在すること周知の通りであるが、しかし都市や地方によつては、これら兩者が必ずしも存在するとは限らず、また、たとえ鮮魚等の卸賣市場が存在するとしても、十分な發達をとげているとは保し難い。本道においては「中央卸賣市場法」(大正十

二年法律第三十二號)にもとづき開設された「中央卸賣市場」は存在せず、僅かに一部の都市に「卸賣市場」がみられるにとどまり、しかもその内容や組織において不完全なもの少くないのである。しかし、水産物の分散組織を合理化するためには、これが普及をはかると同時に、その經營を堅實ならしめることが何より肝要であつて、こゝに有效な對策の實施が要望されるのである。すでに本道においては、「北海道魚菜卸賣市場條例」(昭和二十五年三月三十一日條例第六號)が實施され、「魚介藻類(海獸肉を含む)蔬菜及び果實を取扱う卸賣市場並にその業務に對し、市場取引を公正妥當ならしめ、もつて生産者の利益を擁護するとともに消費生活の安定に寄與すること」(同條例第一條)を目的としているが、この目的を達成するため、市場の開設、設備の條件、卸賣業者と買出人の資格、賣買の方法等につき、かなり嚴格な規定がなされているのである。そして、今日、公に「卸賣市場」と稱して賣買業務を行わんとするのは、すべてこの條例に従うこととなつていたので、從來の卸賣市場はこれにもとづいて營業することを要すべく、また、今後、新設するものも、これにもとづいて開設許可を受けねばならぬのである。かくて本道の鮮魚等の卸賣市場は、準據法を得て、一應、法的整備をみたわけであるが、しかし、今後この重要課題の一つは、これが開設を民間業者の手で行うところの「私設」とするか、或は都市が公共性の立場から「公設」のものとして行うかという点であつて、これら兩者のうち、いずれをとるかにより、本條例の目的を達成し、規定する諸事項の實現に大きな差が生ずるのである。

さて、一般に都市における生鮮食料品の卸賣市場は、生産者と販賣業者との中間に位して、蒐集、分散、貯藏、評價等の機能をはたす具體的市場である。これに二つの型がみられ、いわゆる「終點市場」として、市場に入荷された商品を市民の消費に供するため、その販賣機關たる小賣商に卸賣するものと、いわゆる「仲次市場」として、市場に入荷された商品を市内の卸賣商のほか、他地方の商人、工場等に販賣するものが存する。通常、「卸賣市場」とい

うとき、多少にかゝわらず、これら兩市場の性格を併せもち、いずれか一方のみのは甚だ少い。たとえば、本道の小樽市や釧路市等における鮮魚の卸賣市場は、當該市民の消費に供するものを取扱うほか、更に廣く道内各地の小賣市場や業者の手を通じてその地の住民に消費せられるものをも取扱つていたのである。

次に、しからば、何故、都市において、かゝる「卸賣市場」の設置を必要とするか。その理由は、要するに市民の日常生活に至大の關連を有する鮮食料品の流通を圓滑にし、且、價格の公正を期し、以て消費經濟の合理化をはからしめるところに存する。市民が日々の副食物として攝取することの最も多い鮮魚や野菜類が鮮度甚だよろしくて、價格も低廉な場合、それが生活安定に資するところ甚だ大きいのに反し、鮮度のおちたものを高價で購入するぐらい家計上、保健上、不利益なことはない。而して鮮魚介、蔬菜等は、通常、その生産が多數小規模の生産者によつて行われ、消費もまた廣く市内外の各地に散在する多數の消費者によつて行われるため、これが流通を圓滑にして、價格の公正を期するためには、一方における蒐集と、他方における分散をそれぞれ擔當する市場組織を不可欠のものとするほか、更にこれら兩者を連絡して、適當な評價職能をはたす中繼組織も必要となり、こゝに「卸賣市場」の存在理由が見だされるのである。換言すれば、卸賣市場は大量に蒐集せられた商品につき、多數の需要、供給關係を十分に反映せしめ、公正な價格を形成し、一般市民に新鮮にして廉價な商品入手せしめるをもつてその社会的任務とし、加えて生産者、卸賣業者の利益をはかり、市民生活の安定に寄與するものである。

かくて都市の「卸賣市場」は、卸賣業務を營む商人によつて組織せられた一つの營利機關とみられ易いのであるが、しかし上述のごとく、市民の消費經濟の合理化に貢献し、また保健、衛生の見地からも重要性をもつことに鑑みると、それは多分に公共機關としての性格をもつことが知られる。市場内で個々の商人が行う取引は、營利行爲であつても、結果においては、常に上述のごとく、公益増進に役立つものでなければならぬ。それゆゑ、たとえ「卸賣

市場」と名付けられても、上記のような機能の遂行に十分ならず、すなわち、大量商品の集荷を怠け、分荷も圓滑にゆかず、定める價格も公正ならざる場合には、それは、ひとり市場内の卸賣業者自身や買出人（小賣業者）に不利益であるのみならず、生産者に敬遠せられて出荷をにぶらせ、更に消費者たる市民の生活安定に役立たず、結局、その本来もつべき公共的使命は果されないこととなるのである。もちろん既設或は新設の魚菜卸賣市場が、かゝる公共的性格を十分に具備し、且、その機能をよく果してゆくためには、各般にわたる諸條件をそなえるの要あることはいうまでもない。たとえば、その市内における位置は、貨物の發着や荷捌、保管等に便利なところであることが望ましく、そのため、鐵道引込線や若干の倉庫も必要とすべく、水運の便があれば申分がない。また環境、衛生上の見地から、汚物溝や塵芥處理場も必要となるであろう。このことは、先般制定せられた「北海道魚菜卸賣市場條例」が、市場の位置、構造及び設備につき、一定の標準を示して、それに準據するよう要請することに徴しても、明らかに知られるのである。^(註)

(註) 市場設備につき、同條例第五條、第六條、第七條、第八條參照。

卸賣業者につき、同條例第十三條、第十六條、第十七條、第十八條參照。

買出人につき、同條例第十九條、第二十條、第二十一條參照。

賣買取引につき、同條例第十二條、第十五條參照。

以上のごとく見きたるとき、卸賣市場はその有すべき市場の公共性發揮のため、人的、物的に各般の要請あることが知られ、これらを具備せる卸賣市場を開設することは、しかく容易でないことが分り、こゝに、これを市當局その他の公共團體が開設するところの「公設卸賣市場」の設置が要望せられるのである。

思うに最近における經濟思潮によれば、過ぐる戦時以來の統制は、ほとんど撤廢せられた爲、自由主義經濟への復歸は當然のこととせられ、産業たると商業たるとを問わず、それらに國家や地方公共團體が干渉し、或はそれに類する

統制行爲をなすことは、嚴に排すべきこととせられてゐる。したがつて、いま一つの「魚菜卸賣市場」をつくるとしても、すべてを民間人の手にゆだねることが望ましくみえ、もし業者間に自からの資金その他をもつて開設せんとする機運ありとすれば、都市が乗りだしてそれを阻むことは、必ずしも適策とせられない。敢えてそれを強行するとせんか、いわゆる「民業壓迫」のそしりを受けないとも保し難いのである。しかしながら、こゝに都市の行政上、また政策の樹立上、十分に考慮すべき問題が存する。すべて都市の行政や政策は、究極において、市民全體の利益増進を旨指していることというまでもなく、一部の人々の利益を重んずるのあまり、市民の大部分が不利益を蒙るがごときとあつてはならぬ。個人の經濟活動に都市が干渉することは、原則として望ましくないが、しかし市民全體の利益を増進するため、その活動に多少の制限を設け、何等かの要求を行い、ときにはその活動の全面的阻止をはかつてこれが代行をなすことも、やむを得ないのである。既述の鮮魚等の「卸賣市場」の開設とその經營を考へるとき、それが生産者の利益を擁護し市民生活の安定をはかるといふ公共的目的を有し、しかもこのため、相當に完備せる建物と施設を必要とし、更に卸賣業者や買出人についても、それぞれ一定の資格を要求しているという理由により、その開設を「市」自からが行うことは、十分に是認せられてよく、市場内で賣買經營をなすものは、依然、卸賣業者であるから、決して民業壓迫となるものでない。尤も卸賣市場の開設は、民間業者の手で十分に行い得るも、しかし、既述のごとき「條例」に定める諸條件を満して、今後も十分に公共性を發揮する要あることからみて、「市」自からが開設者となり、市場の建物や一切の施設をつくり、その管理を行うことが最も適切と考へられるのである。

最後に、かゝる公設の卸賣市場をつくるのが、生産者や一般市民に對してのみならず、更に卸賣商に對しても利益となることを一言しておこう。それは、卸賣商がこれに参加することにより、經營の合理化にあずかつて力があるということである。一般に今日の中小商業の困窮原因が、業者間になんの組織化もなく、全くの孤立經營を行つてい

るため、信用薄弱にして銀行融資の對象となり難く、商品の仕入、販賣上に多くの不利を蒙つているところに存する。然るに鮮魚等の卸賣商の中には、上記のごとく、組織化の提言には、全然、耳をかさず、依然として個人店舗のままに經營するを有利と考へてゐるものが少くない。しかし、現在、いかほど多くの利潤をあげてゐるとも、それがいつまでつゞき得るや疑わしい。それは、時代の進展にともない、すべて個人經營は、漸次、困窮化しつゝあるからである、よろしく建物、施設の完備せる公設卸賣市場に参加して、その信用ある卸賣業者となり、大量の商品を取扱つて利益をおさめ、經營の合理化をはかるべきである。その組織化の方法としては、協同組合をつくるもよく、また相互に出資して株式会社を組織するのもよいであろう。

(三) 小賣市場の合理化

一般に都市における水産物の小賣組織として、獨立小賣店としての鮮魚商のほか、これらの多くを一つの場屋に集めた「小賣市場」が存し、しかも、後者に私設、公設の二つがあること周知の通りである。北海道においても、もとよりこの例に洩れるものでないが、たゞ公設小賣市場については、戦後の今日、他府縣都市で相當多く復活して市民に大きな利益を與へてゐるのに對し、本道では札幌市等に一、二の市設のものがみられるにすぎず、未だ各都市においてこれが設置の計畫あるを聞かないのである。しかしながら、水産物の分散組織を合理化し、消費者利益を増進してゆくためには、速かなるこれの設置が痛感せられるのであつて、しかも、他面において、鮮魚商の販賣經營を合理化し、いわゆる「中小商業問題」を解決してゆく一施策としても、重要な意義をもつものと考へられる。かくて、小賣商經營の合理化をはかる方策としては、經營自體において、またその外部よりの諸政策において種々のものがあげられるが、こゝには、そのうち、最も重要と考へられる「公設小賣市場」の設置をとりあげ、何故、それが必要であるか、その理由と、併せてその利點とするところを論述しておきたいと思ふ。

第一に、公設小賣市場の設置は、消費經濟の合理化をはかるために必要である。

およそ消費者が鮮魚や野菜類、果物等を買求める場合、品質の良好にして價格の低廉なことを希望するのはいうまでもない。ところで、かゝる希望は多數の店舗が一箇所に集合され、消費者が同種、類似の諸商品を自由に比較、選擇し得て、はじめて達成せられるものであつて、店舗が、個々に、各地に散在しては、選擇は困難ゆえ、消費者の満足を得ることもむずかしい。かくて、今日、公設の小賣市場を設け、そこに多くの店舗を集めて多種多様の商品をおくことは、消費者に十分の比較、選擇をなし得る機会を與え、おのずから出費も節約され、消費經濟の合理化に資するところ甚だ大きいのである。

なお、鮮魚等の販賣經營は、商品の性質と長年の慣習により、とかく亂調になりやすく、暴利や量目不足が平然と行われても、消費者はやむなく泣き寝入つてゐること多いが、これも公設小賣市場を設けることにより、相當に除去され得る。けだし、かゝる悪習は、消費者利益を擁護するため、當然、取締らねばならぬが、しかし店舗が市内の各所に散在しては實行は至難のことに屬し、然らずして市場のごときに集つてゐる場合には、業者間の自制と監督の徹底により、これが未然の防止と、不正取引の除去とが容易になされ得るからである。

第二に、公設小賣市場の設置は、小賣經營の合理化をはかるために必要である。

およそ鮮魚等の販賣經營は、これらが生活必需品にして、いわゆる商品廻轉がはやいため、たとえ購買力の減退することあるとも、他の賣行不振の諸商品におけるほど、大きな困難はないかのごとくみえ、舊業者の復活、素人の飛入り、他業種よりの轉向等々、その店舗は著るしく増加して、いわゆる同業者多數による賣行不振が起つてゐること少くない。しかも、一般の中小商業の困窮原因とされる金融、税金等の問題がたえず生起し、經營の困難をきたしてゐる實情である。こゝにおいて、小賣業者がかゝる困難を乗り切り、小賣經營の合理化をはかつてゆく道は如何とい

うに、結局、それは、業者間に一つの組織をつくり、すべて業界内部における共倒的競争を除去すると同時に、これを基調に經營方法の改善、金融難の除去、課税の適正化をはかつてゆくことである。そして、かく相互に協調してゆく經營形態として「小賣市場」を設けることが最も適策とせられ、組織形態としては事業協同組合や企業組合を結成するもよいのである。とまれ、鮮魚の小賣商は、「公設小賣市場」内の信用ある店舗として市民の好評を得ることにより、いつまでも購買力を吸収し得て經營は堅實となり、銀行融資の對象ともなり得るものというべく、これらは、個人の單獨經營をもつてしてはいくらその合理化につとめても、あがる効果の甚だしいことを知るべきであろう。

第三に、公設小賣市場の設置は、社会的厚生を増進するために必要である。

およそ鮮魚類は野菜や果實等と同様、その多くが河海、田畑等より採取せられた素材のまゝにして腐敗性に富むものであるため、その取扱いや保管には最善の注意を必要とし、これの適切ならざる限り、鮮度を失して保健上よろしくないのみならず、更に中毒その他病氣の根源となり、傳染病の媒介となることも少くない。この意味において、これら生鮮食料品の取扱いは、保健、衛生上の立場から、もつと改善されておるべきものであつて、それが各地に散在せる店舗では實現が困難であるとすれば、結局、市當局が市民の社会的厚生をはかる見地から市費をもつて市場場屋を建設し、水道、下水道、商品處理場、塵芥捨場、商品貯藏所等を完備することが、甚だ時宜を得たものとせられるのである。従来でも「小賣市場」はあつたが、上記の諸施設の點において、非常に貧弱であり、不潔なものが少なからず、これらは私設の市場では改善がむずかしく、市當局が一つの社会的施設と考へてその設置と擴充に努力することにより、十分になされ得るものであることを知るべきである。

以上は本道水産物の販賣を合理化するため、その「配給組織」、すなわち蒐集組織と分散組織とは、本來、いかな

るものであるべきか——ということ論述したのであるが、更にこれが經營面の合理化については、多くの方策が考
えられねばならぬ。すでに筆者の手許では、これが具體的な種々の方策を本道漁業の實情に則してまとめてあるが、
それらを詳論することは他日にゆずり、ここにはその主要なものを簡単に列挙するにとどめておこう。

一 適正な價格を保持すること

(一) 倉庫の設置

(二) 商品取引所の利用

二 輸送の円滑をはかること

(一) 貨車の増配

(二) 運賃料率の軽減

(三) 航路の復活

(四) 機帆船保険料率の軽減

三 金融難を打開すること

(一) 系統金融の強化

(二) 倉庫證券を擔保とする銀行融資の促進

四 品質の向上と検査制度の改善をはかること

(一) 市場調査による品質その他の改良

(二) 道營検査の實施、検査員の知識、技術の向上

五 消費指導と廣告宣傳を行うこと

水産物配給組織の合理化を論ず

- (一) 東京、大阪等の大都市で道産品の展示会、見本市、直賣会等の開催
- (二) 廣告塔、看板、一般廣告、ラヂオ宣傳等の利用

六 消費地の市場調査を行うこと

消費地における需要の状況や取扱商人の状態等の調査

(註)、本道水産物の販路擴張をはかるため、筆者は北海道廳商工部商務觀光課の委嘱をうけ、本年八月下旬から九月月上旬にかけて、東北六縣の市場調査を行った。調査の重點を一般の購買力の動向と消費状況においたが、従来、道内の生産者、取扱業者、關係團體等に知られていなかったこと、實地探査の結果、判明したものが少くない。詳細は近刊の『本道農水産物の東北地方における販路調査』(北海道廳商工部商務觀光課刊)についてみたい。

附記

(一) この小稿の論点並に記述せる諸事項については、現在、筆者の關與する「北海道商工業振興對策委員會商業委員會」(北海道廳商工部所管)が、先般、「本道水産物の販路擴張問題」に關し、數回、會合を開いて討議した際、主に業界—水産業界と商業界—代表の委員諸氏が種々説論されたところから示唆を受けたものが少くない。記して謝意を表する次第である。但し、こゝに論述するところは、すべて筆者個人の意見であつて、他の委員諸氏と所見を異にするもの少なからず、もとより、右「商業委員會」のそれでないことを諒承願わねばならぬ。

(二) 昭和二十七年六月二十八日、小樽商科大學で開催された「北海道經濟學會第三回研究報告會」において筆者の行つた報告「本道水産物の販賣合理化の問題点」は、本小稿の要旨を論述したものであるが、その際、時間の關係で問題の細部にまで論及し得なかつた。こゝに所論の全部を印刷に附し得たので、改めて高覽を願ひ叱正を賜れば幸甚とするところである。

(昭和二十七年九月三十日稿)